

平成30年10月1日より

乙訓消防組合における消防用設備等設置計画書の様式 および提出方法を変更いたします。

新様式

様式第22号(第54条関係)

消防用設備等設置計画書	
(あて先) 乙訓消防組合消防長	年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話
消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書については、次の防火対象物に消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置する 年 月頃までに提出します。	
防火対象物	所在地
	名称
	用途
	規模 地上 階 地下 階建て 建築面積 平方メートル 延べ面積 平方メートル
防火対象物の構造	建築物の構造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> その他()
	建築物種別 <input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物(□イ-1 □イ-2 □ロ-1 □ロ-2) <input type="checkbox"/> その他()
	建築物状況 消防法施行令第8条の区分(□有 □無) 無窓階(□有 □無)
	その他の位置、構造又は設備の状況 <input type="checkbox"/> 消防用設備等の設置対象となる延べ面積の倍読み又は3倍読み規定に係る制限(室内に面する部分の仕上げが難燃材料) <input type="checkbox"/> 消防法施行規則第12条の2及び第13条の区分の形成 <input type="checkbox"/> 特別避難階段の設置 <input type="checkbox"/> 屋外に設ける避難階段の設置 <input type="checkbox"/> 消防機関からの歩行距離50メートル以内又は10キロメートル以上 <input type="checkbox"/> 一般加入電話又はこれに類する電話の設置 <input type="checkbox"/> その他()
設置する消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類	<input type="checkbox"/> 消火器() <input type="checkbox"/> 屋内消火栓設備() <input type="checkbox"/> 自動火災報知設備() <input type="checkbox"/> 誘導灯() <input type="checkbox"/> 避難器具() <input type="checkbox"/> 連結送水管() <input type="checkbox"/> スプリンクラー設備() <input type="checkbox"/> 消防機関へ通報する火災報知設備() (□自動火災報知設備の作動と連動して起動する。) <input type="checkbox"/> 非常警報設備() <input type="checkbox"/> 水噴霧消火設備等() <input type="checkbox"/> 火災伝送防止自動消火装置() <input type="checkbox"/> その他()
	<input type="checkbox"/> 消防法施行令第29条の4に係る申請(予定を含む。) <input type="checkbox"/> 消防法施行令第32条に係る申請(予定を含む。)
※ 令別表用途	()項 ()
※ 備考	

- 該当する□に、レ印を記入してください。
- 消防法施行令第8条の区分がある場合は、区分ごとに本計画書を作成してください。
- 無窓階以外の階がある場合は、当該階の有無計算結果を記載した書類を添付してください。
- 任意設置の場合は、各消防用設備等の後に「任意」と付記してください。
- ※印の欄は、記入しないでください。

新様式は、チェック表方式となりました。記載方法等については、お気軽に乙訓消防組合予防課指導係までお問い合わせください。



旧様式

様式第22号(第54条関係)

消防用設備等設置計画書	
(あて先) 乙訓消防組合消防長	年 月 日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事業所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話
次の防火対象物に係る消防用設備等の設置の届出書は、 年 月 日までに提出します。	
防火対象物	所在地
	名称
	用途
	規模・構造 地上 階 地下 階 建築面積 延べ面積 ㎡
設置する消防用設備等の種類	
※ 令別表用途	()項 ()
※ 備考	

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4としてください。
2 ※印の欄は、記入しないでください。

※平成31年3月31日までは、以前の様式でも構いません。

※新様式は、平成30年10月1日からご使用願います。
また、新様式は、乙訓消防組合ホームページ
(<https://www.otokuni119-kyoto.jp/>)からダウンロードしていただけます。

新様式の消防用設備等設置計画書は、建築確認申請書の正本と消防控えに添付して提出してください。

(事前提出の必要はなくなりました。ただし、今迄通り建築事前相談は行っていただくようお願いいたします。)

※なお、従前の通り、確認申請の事前に提出していただいても構いません。

お問い合わせ先：乙訓消防組合消防本部 予防課
TEL 075-953-6035 / FAX 075-953-1191
E-mail yobo@otokuni119-kyoto.jp